

評価票に関する懸案事項

第 2 回会議における委員からの意見

現行の担当課評価は K P I 評価と連動しており、K P I 評価が変化すると、担当課評価も連動的に変化するが、質的側面も考慮すべきであるとの意見が大勢を占めた。

《参考》現行の担当課評価基準

- A：重要業績評価指標（K P I）の進捗状況における「A」の割合が60%以上
- B：AとC以外の割合
- C：重要業績評価指標（K P I）の進捗状況における「C」の割合が60%以上

新たな担当課評価基準の案

担当課評価基準について、会議での意見を踏まえて検討した結果、次のとおりとしました。

- A：取組が順調に進展しており、進捗状況は良好である。
- B：取組が進展しており、進捗状況は概ね良好である。
- C：取組が遅れており、進捗状況は不十分である。

現行の K P I 評価の割合で自動判定するものから、質的側面を加味した上で担当課が評価を下すことができる基準としました。なお、担当課が質的側面を加味した場合には、担当課の「取組内容」欄に具体的な記載をすることとします。

評価「A」は取組が担当課の想定どおりに進展しており、K P I についても取組の成果が反映されている場合などの評価となります。評価「C」は担当課として取組が遅れていると認識し、K P I としても取組の成果が反映されていない場合などの評価となります。評価「B」は取組が進展しているものの、特定の要因により K P I に反映できていない施策や、K P I が複数あり、順調に進捗しているものと進捗していないものが混在している施策（例：K P I の評価【A・C】、【A・B・C】）などの評価となります。